平成２３年（フ）第７５５号
東京都八王子市横山町20番15―501号
債務者　平澤　昌代（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８７５号
東京都武蔵野市境南町２丁目27番２号パールハイツ
債務者　伊藤　　順
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１８号
北海道中川郡幕別町札内暁町282番地の１
債務者　野澤　京子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
北海道中川郡本別町柳町31番地１
債務者　加藤　春代
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
沖縄県宜野湾市大謝名３丁目10番14号
債務者　井本　好子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１６６号
沖縄県宜野湾市宜野湾３丁目13番13号、住民票上の住所沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目197番地
債務者　親川　弘美
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１７２号
沖縄県うるま市字具志川2888番地　具志川東住宅５―405
債務者　幸地　里美
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１７４号
沖縄県沖縄市照屋５丁目14番28号
債務者　仲地　秋子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第３７号
宮城県登米市登米町大字日根牛北沢78番地
破産者　東北天然スレート工業株式会社
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第６０号
群馬県前橋市若宮町３丁目14番11号
破産者　久保田　健
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１７１号
茨城県ひたちなか市勝倉500番地
破産者　茨城東部開発有限会社
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１８８号
茨城県水戸市中央２丁目３番20号
破産者　有限会社倉田
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１３号
東京都福生市大字福生字奈賀1110番地２
破産者　有限会社ミロ画材
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４４３号
東京都立川市柴崎町４丁目８番10号
破産者　木本　　晃
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４４４号
東京都立川市柴崎町４丁目８番10号
破産者　木本　和江
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２号
新潟県新潟市中央区紫竹山２丁目５番40号
破産者　有限会社カンザイサービス
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（フ）第２８５７号
名古屋市中村区八社２丁目59番地の１
破産者　有限会社萩本板金
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７４号
愛知県豊橋市つつじが丘２丁目29番地の12
破産者　有限会社ビューオチ
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第９号
三重県多気郡多気町神坂286番地３
破産者　浦田　良一
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部